

財団法人建設業振興基金役員給与規程

沿革

昭和 50 年 07 月 16 日	規程第 2 号制定	平成 2 年 03 月 13 日	第 1 号改正
昭和 50 年 11 月 15 日	第 9 号改正	平成 3 年 03 月 14 日	第 2 号改正
昭和 51 年 01 月 13 日	第 1 号改正	平成 4 年 03 月 13 日	第 2 号改正
昭和 52 年 03 月 24 日	第 1 号改正	平成 5 年 03 月 11 日	第 3 号改正
昭和 53 年 03 月 16 日	第 1 号改正	平成 6 年 03 月 10 日	第 4 号改正
昭和 55 年 07 月 24 日	第 2 号改正	平成 7 年 03 月 15 日	第 1 号改正
昭和 59 年 03 月 15 日	第 3 号改正	平成 9 年 03 月 25 日	第 1 号改正
昭和 60 年 03 月 07 日	第 1 号改正	平成 10 年 04 月 10 日	第 2 号改正
昭和 61 年 03 月 11 日	第 4 号改正	平成 14 年 12 月 18 日	第 11 号改正
昭和 62 年 03 月 12 日	第 1 号改正	平成 16 年 03 月 18 日	第 1 号改正
昭和 63 年 03 月 08 日	第 1 号改正	平成 17 年 03 月 18 日	第 2 号改正
平成元年 03 月 15 日	第 1 号改正	平成 21 年 12 月 10 日	第 6 号改正
平成元年 07 月 05 日	第 5 号改正	平成 22 年 12 月 21 日	第 4 号改正

(総 則)

第 1 条 財団法人建設業振興基金の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 役員給与は本給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とする。

(本給)

第 3 条 役員の本給の月額、次の各号に掲げる役員に対して、それぞれ当該各号に定める額による。

一	理事長	1, 090, 000 円
二	専務理事	962, 000 円
三	理事	905, 000 円
四	監事	773, 600 円

(特別調整手当)

第 3 条の 2 特別調整手当の月額は、本給の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 3 条の 3 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例としている役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、支給単位期間の通勤に要する運賃相当額とする。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が 55,000 円を超えるときは、

55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

3 通勤手当は、支給単位期間ごとに一括して支給する。

4 通勤手当を支給された役員のうち、退職その他第1項に該当しなくなった場合及び通勤の実情の変更に伴い支給額の改定が生じた場合には、支給単位期間のうち、これらの事由が発生した後の期間に係る交通機関等から払戻を受ける額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で、1月を単位とする期間をいう。

(給与の支払)

第4条 役員の給与は、法令等に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。

(本給、特別調整手当及び通勤手当の支給定日)

第5条 役員の本給、特別調整手当及び通勤手当の支給定日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

(特別手当)

第6条 役員の特別手当は、原則として、夏季及び年末において、別に定める日に支給する。

2 役員の特別手当の支給額は、本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに、本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に年間を通じおおむね100分の310を乗じて得た額とする。

3 第1項の特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

(減額支給)

第7条 理事長は、特別の事情があると判断した場合は、第3条から前条までの規程にかかわらず、役員の給与を減額して支給することができる。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

(その他)

第9条 その他、役員の給与の支給に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は昭和50年7月16日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. 当分の間、理事長の給与は支給しない。

附 則

この規程は昭和50年12月1日から適用する。

附 則

1. この規程は昭和50年7月16日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. 昭和50年11月15日付財団法人建設業振興基金役員給与規程の一部を改正する規程附則中に「12月1日」とあるを「7月16日」と改める。
3. （略）

附 則

1. この規程は昭和51年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. （略）

附 則

1. この規程は昭和52年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. （略）

附 則

1. この規程は昭和55年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. （略）

附 則

1. この規程は昭和58年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. （略）

附 則

1. この規程は昭和59年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. （略）

附 則

1. この規程は昭和60年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. （略）

附 則

1. この規程は昭和61年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. （略）

附 則

1. この規程は昭和62年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2. (略)

附 則

1. この規程は昭和63年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2. (略)

附 則

この規程は、平成元年8月1日から適用する。

附 則

1. この規程は平成元年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2. 財団法人建設業振興基金役員給与規定の一部を改正する規程(平成元年7月5日改正規程第5号)の改正前規程第3条第2号「930,000円」を「953,000円」に改める。

3. (略)

附 則

1. この規程は平成2年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2. 適用日から実施日の前日までの間において、改正前の規程の規定に基づいて役員に支払われた給与及び特別手当は、改正後の規程の規定による給与及び特別手当の内払いとみなす。

附 則

1. この規程は平成3年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2. 適用日から実施日の前日までの間において、改正前の規程の規定に基づいて、役員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

1. この規程は平成4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2. 適用日から実施日の前日までの間において、改正前の規程の規定に基づいて、役員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

1. この規程は平成5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2. 適用日から実施日の前日までの間において、改正前の規程の規定に基づいて、役員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

1. この規程は平成6年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2. 適用日の前日までの間において、改正前の規程の規定に基づいて、役員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

1. この規程は平成7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. 適用日の前日までの間において、改正前の規程の規定に基づいて、役員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

1. この規程は平成8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
2. 適用日から実施日の前日までの間において、改正前の規程の規定に基づいて、役員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

1. この規程は平成10年4月1日から適用する。
2. 昭和50年7月16日付財団法人建設業振興基金役員給与規程附則第2項を削る。

附 則

この規程は平成15年1月1日から適用する。ただし、第6条第1項については、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成16年1月1日から適用する。ただし、第3条の3第2項から第5項までの規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規程は平成22年12月1日から適用する。